

東京都中央卸売市場条例第26条及び東京都中央卸売市場条例施行規則第13条に基づき、以下の事項について公表いたします。

一 営業日及び営業時間

営業日：市場が定める開業日といたします
営業時間： 6時00分～14時00分
荷受時間：14時00分～ 5時00分

二 取扱品目

青果物及びその他関連物品

三 生鮮食料品等の引渡しの方法

出荷者：受託契約約款による
買受人：当事者間の個別契約による

四 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額

出荷者：受託契約約款による
買受人：当事者間の個別契約による

五 鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法
(東京都中央卸売市場条例22条及び同施行規則12条に定める決済の方法に則る)

出荷者：当事者間の個別契約による
買受人：同上

六 売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金その他の販売代金以外の金銭がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む）

出荷者：開設者（東京都）の指針による
買受人：同上